

林地の譲渡に係る特例

《所得税・法人税》

森林組合等のあっせんにより林地保有の合理化のために土地を譲渡した場合の特別控除

1 特例の対象者

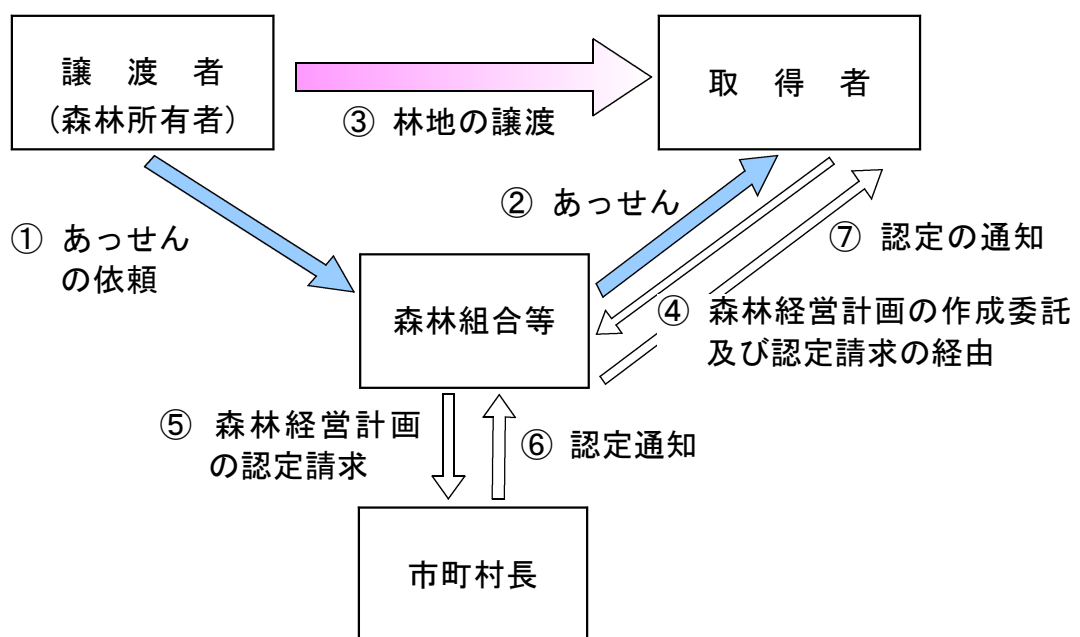
森林所有者

(都道府県知事がたてる地域森林計画の対象とされた森林の所有者が対象となります。)

2 特例の内容

林業経営の規模の拡大、林地の集団化その他林地保有の合理化に資するため、林地供給事業を行う森林組合又は森林組合連合会に委託して、地域森林計画の対象とされた山林に係る土地を譲渡し、その土地の取得者がその有する山林の全てについて森林経営計画^(注)の認定を受けた場合は、800万円を控除した残額についてのみ課税されます。

注：平成29年3月31日までの間は、森林施業計画についても経過措置として適用が認められています。



★ ①～⑦により譲渡が行われた場合、800万円の特別控除

3 特例の効果

山林に係る土地を譲渡した所有者は、譲渡益から800万円を控除した額を課税譲渡所得とすることができます。

[具体例]

山林に係る土地 7 haを譲渡し、350 万円の譲渡益を得た場合

特例を利用しない場合

$$\begin{aligned} 350 \text{ 万円} \times \text{税率 } 15 \% &= 52.5 \text{ 万円} \leftarrow \text{所得税額} \\ 52.5 \text{ 万円} \times \text{税率 } 2.1 \% &= 1.1 \text{ 万円} \leftarrow \text{復興特別所得税額} \\ 52.5 \text{ 万円} + 1.1 \text{ 万円} &= 53.6 \text{ 万円} \end{aligned}$$

特例を利用した場合

$$\begin{aligned} 350 \text{ 万円} < 800 \text{ 万円} &\leftarrow \text{課税譲渡所得 } 0 \text{ 円} \\ 0 \text{ 円} \times \text{税率 } 15 \% &= 0 \text{ 円} \leftarrow \text{所得税額} \\ 0 \text{ 円} \times \text{税率 } 2.1 \% &= 0 \text{ 円} \leftarrow \text{復興特別所得税額} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} 53.6 \text{ 万円} - 0 \text{ 円} &= 53.6 \text{ 万円} \\ \text{約 } 54 \text{ 万円の効果 !!} \end{aligned}$$

お問い合わせ先

林野庁経営課組合事業班
(代表) 03-3502-8111
(ダイヤルイン) 03-6744-2288

林業経営基盤強化法に基づき知事のおっせんにより林地を譲渡した場合の特別控除

1 特例の対象者

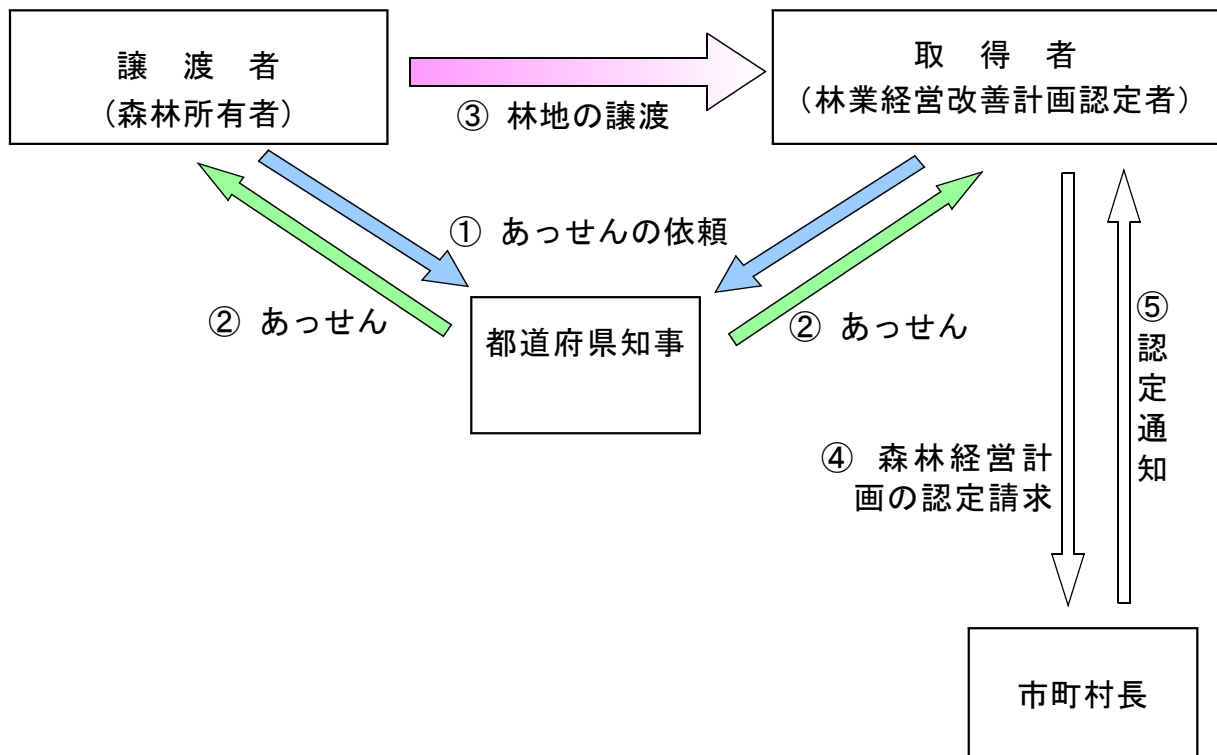
森林所有者

(間伐や保育が適切に実施されていない森林、伐採後一定期間造林が行われていない森林又はこれらのおそれのある森林であって、取得した林業経営改善計画認定者により効率的に施業を行うことが可能と認められる森林が対象となります。)

2 特例の内容

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（林業経営基盤強化法）に規定する林業経営改善計画の認定者に、都道府県知事のおっせんにより山林に係る土地を譲渡し、その土地の取得者がその有する山林の全てについて森林経営計画^(注)の認定を受けた場合は、800万円を控除した残額についてのみ課税されます。

注：平成29年3月31日までの間は、森林施業計画についても経過措置として適用が認められています。



★ ①～⑤により譲渡が行われた場合、800万円の特別控除

3 特例の効果

山林に係る土地を譲渡した所有者は、譲渡益から800万円を控除した額を課税譲渡所得とすることができます。

[具体例]

山林に係る土地 30 haを譲渡し、1,500 万円の譲渡益を得た場合

特例を利用しない場合

$$\begin{aligned} 1,500 \text{ 万円} \times \text{税率 } 15 \% &= 225.0 \text{ 万円} \leftarrow \text{所得税額} \\ 225 \text{ 万円} \times \text{税率 } 2.1 \% &= 4.7 \text{ 万円} \leftarrow \text{復興特別所得税額} \\ 225 \text{ 万円} + 4.7 \text{ 万円} &= 229.7 \text{ 万円} \end{aligned}$$

特例を利用した場合

$$\begin{aligned} 1,500 \text{ 万円} - 800 \text{ 万円} &= 700.0 \text{ 万円} \\ 700 \text{ 万円} \times \text{税率 } 15 \% &= 105.0 \text{ 万円} \leftarrow \text{所得税額} \\ 105 \text{ 万円} \times \text{税率 } 2.1 \% &= 2.2 \text{ 万円} \leftarrow \text{復興特別所得税額} \\ 105 \text{ 万円} + 2.2 \text{ 万円} &= 107.2 \text{ 万円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} 230 \text{ 万円} - 107 \text{ 万円} &= 123 \text{ 万円} \\ \mathbf{123 \text{ 万円の効果 !!}} \end{aligned}$$

お問い合わせ先

林野庁経営課経営育成班
(代表) 03-3502-8111
(ダイヤルイン) 03-6744-2286